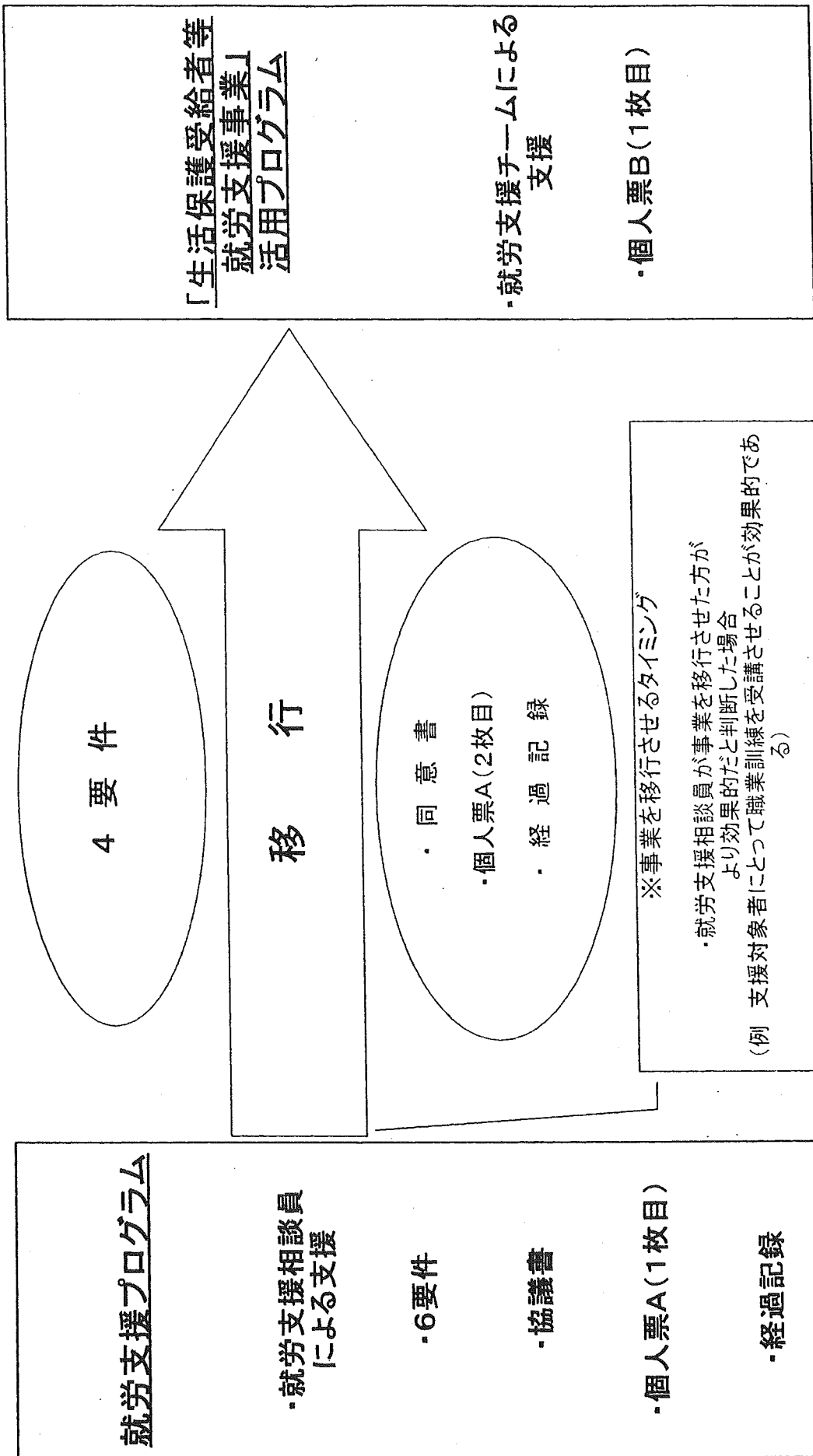
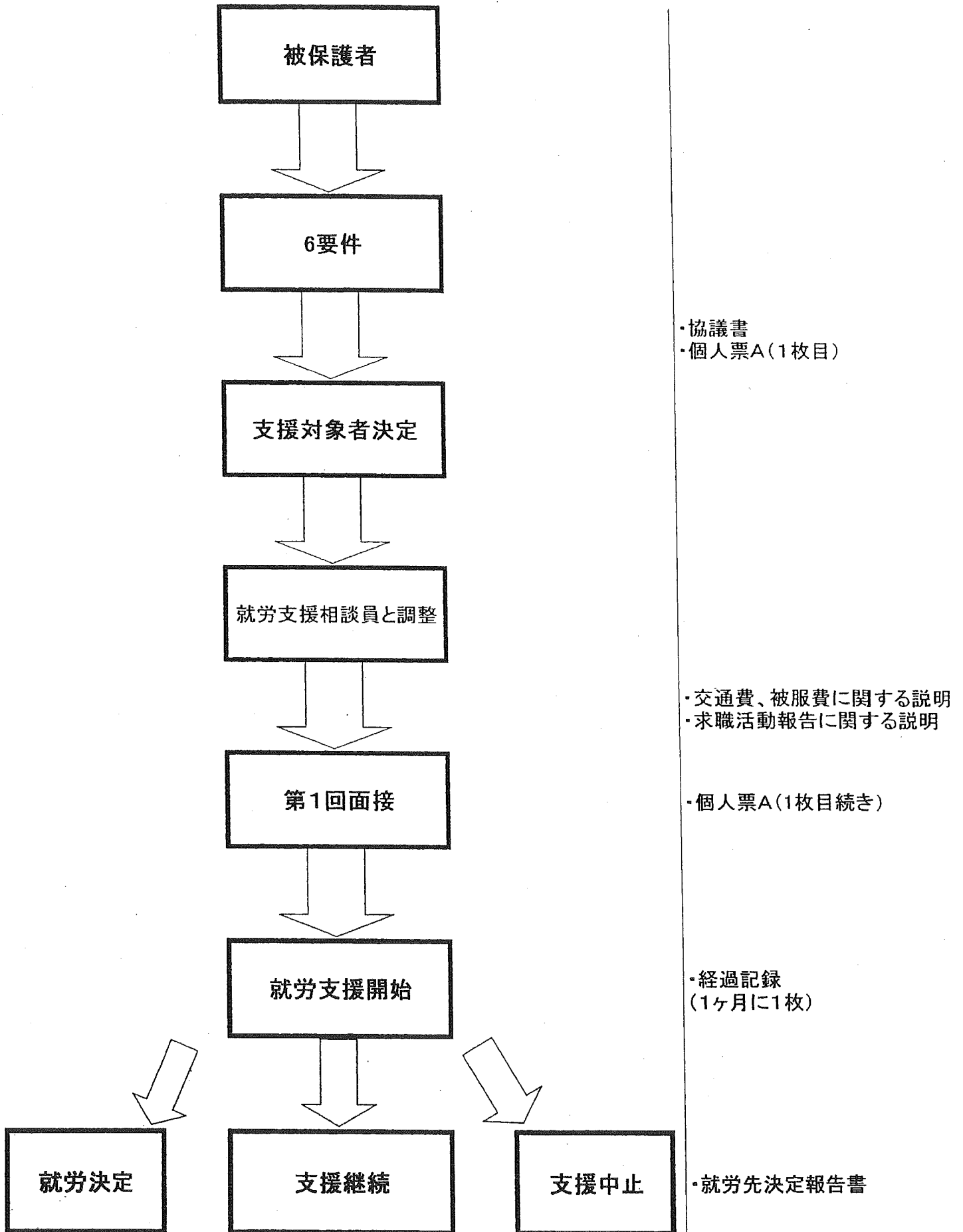


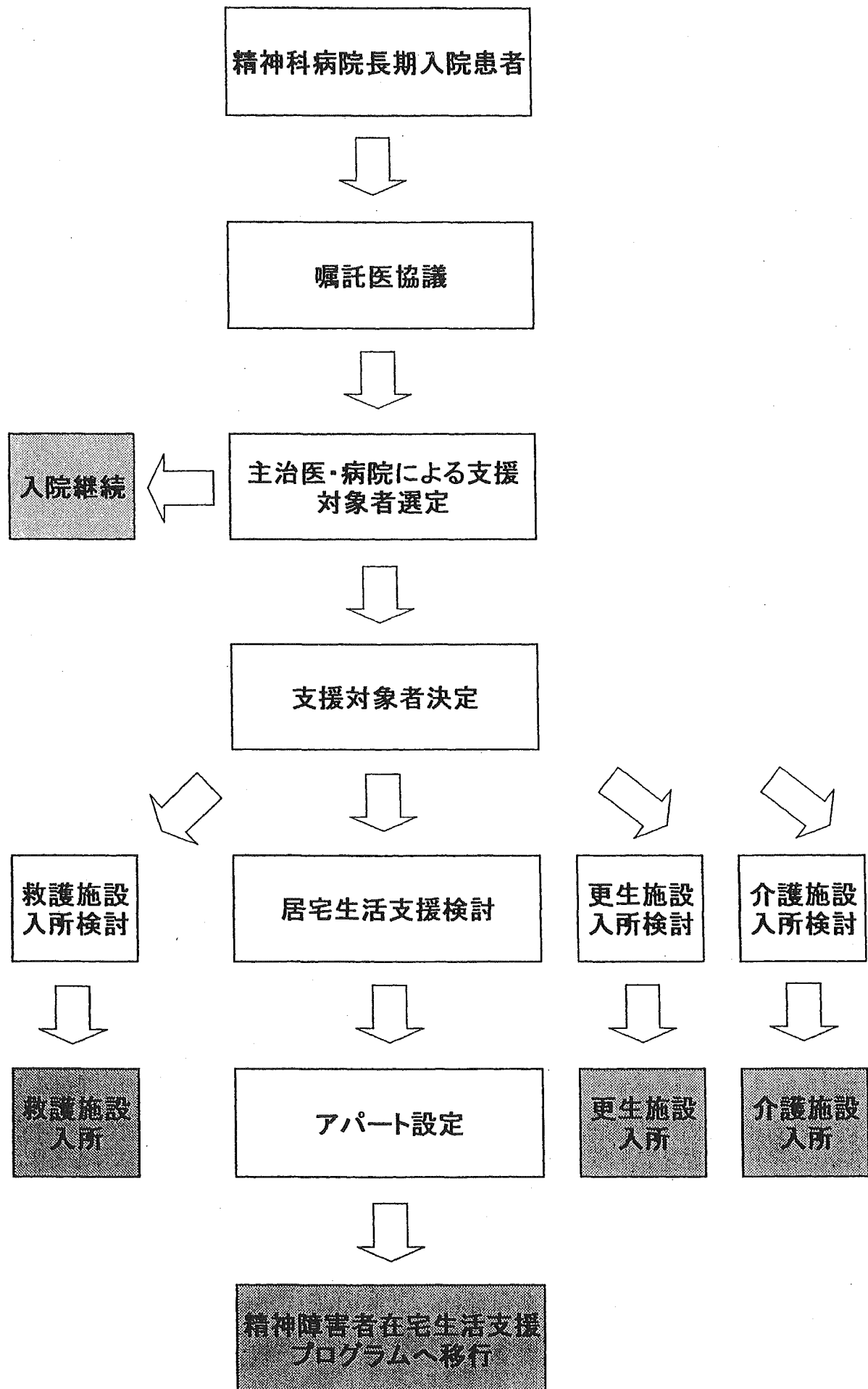
就労支援プログラムと「生活保護等受給者支援事業」活用プログラムとの関係図



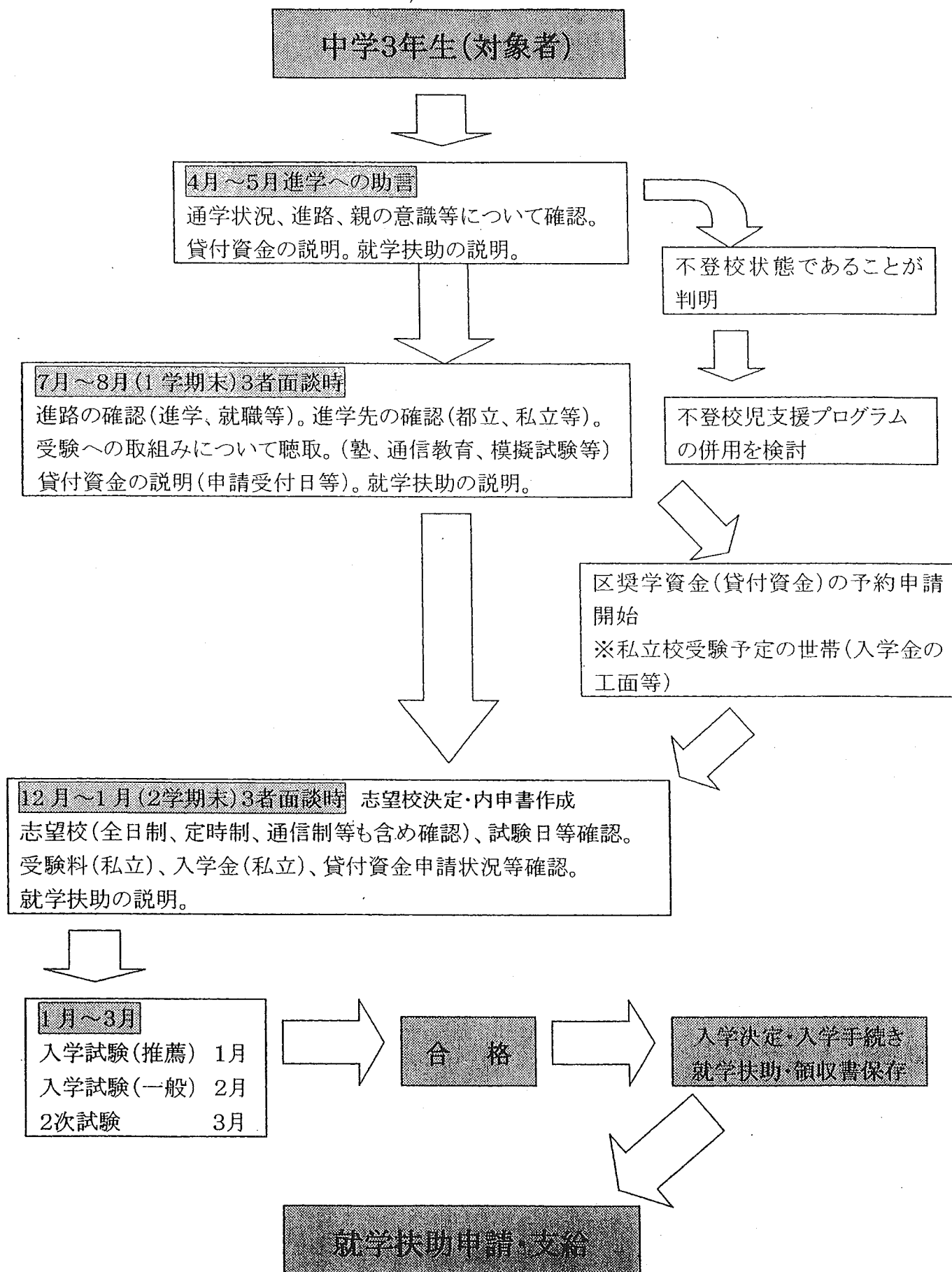
就労支援プログラムチャート表



精神障害者退院支援プログラムチャート表



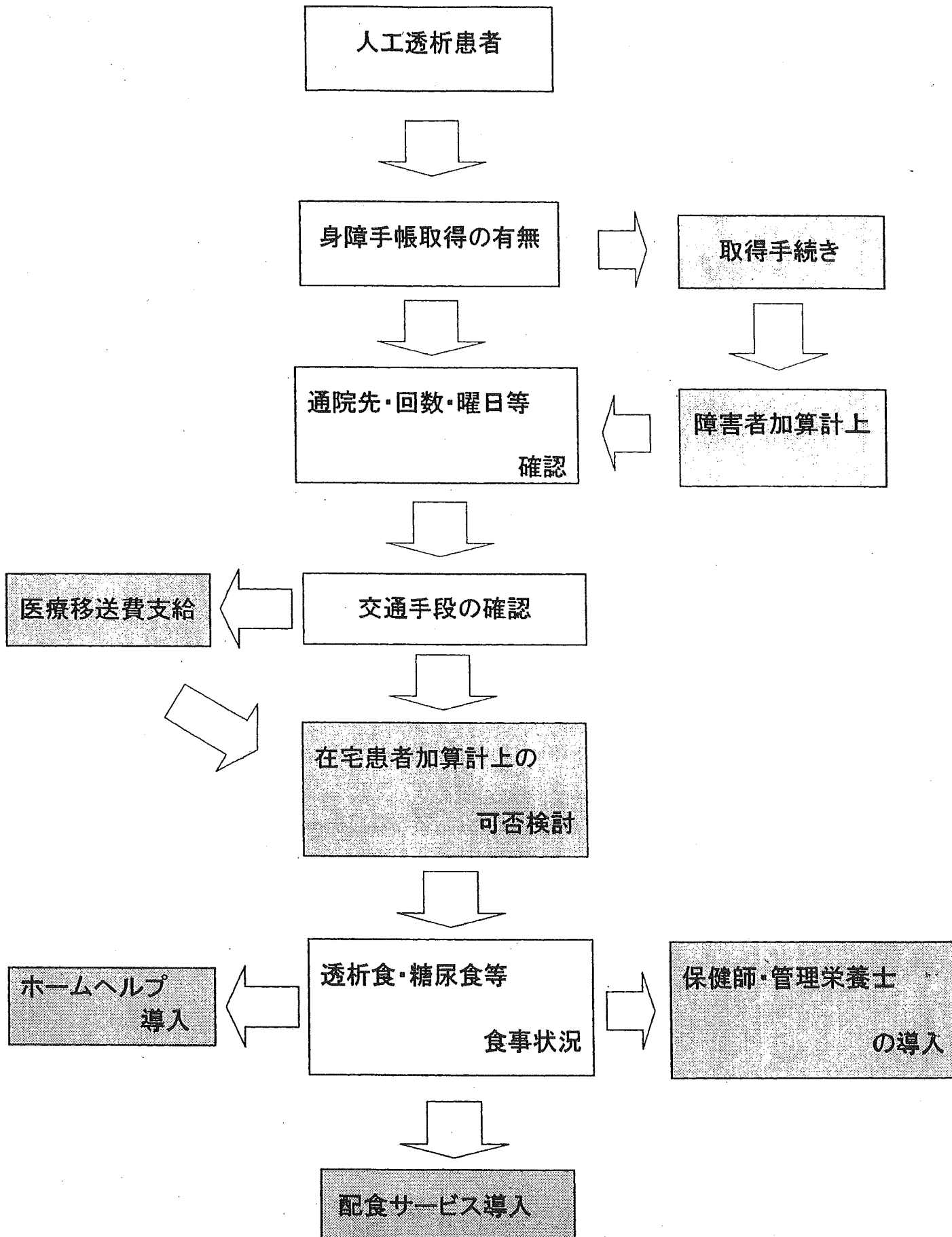
高校進学支援プログラムチャート表



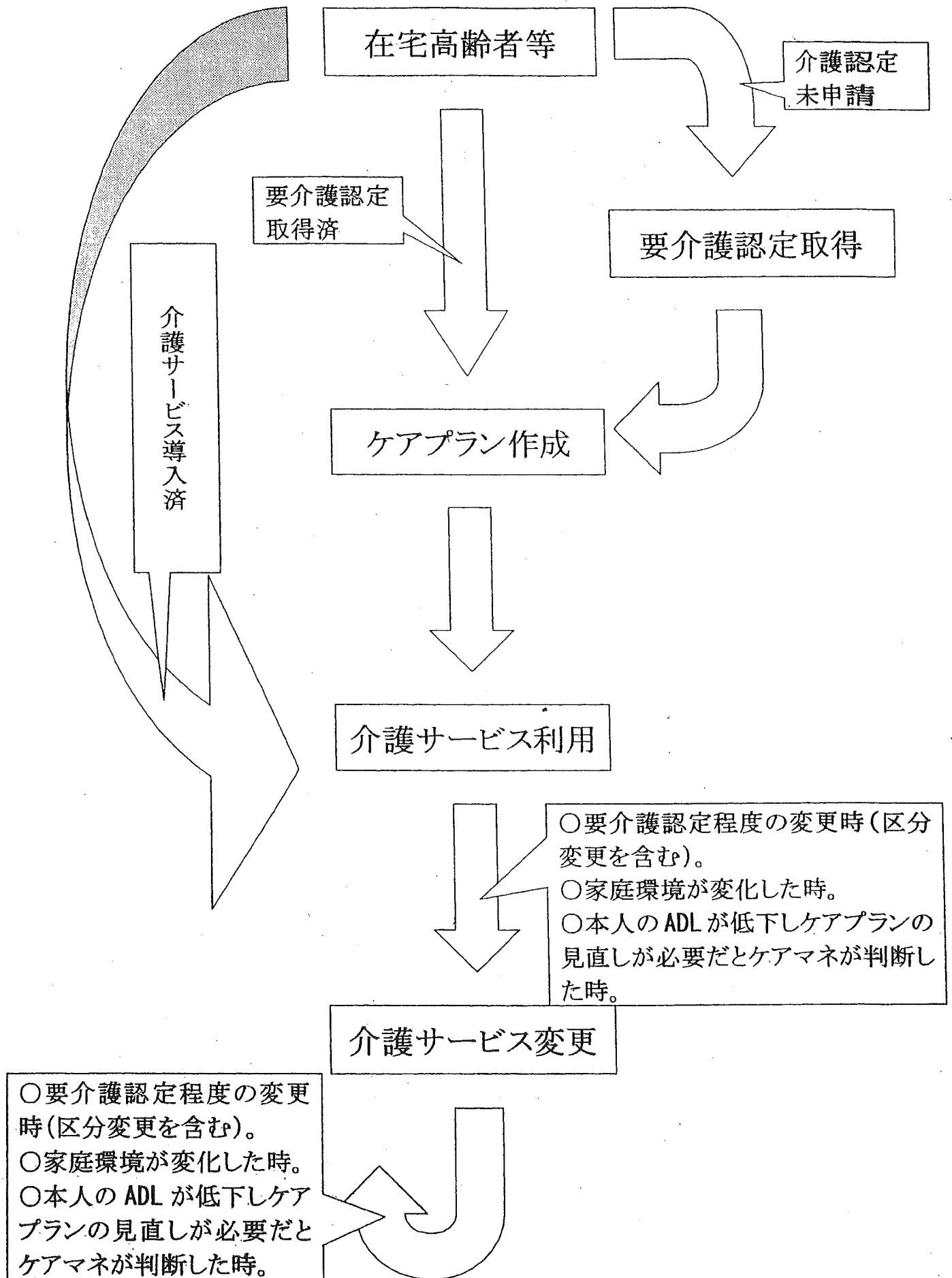
高校進学支援プログラムチェックリスト

時期	受験までのスケジュール (中学・高校)	支援方法(児童の進学について、 親への動機付けを行う)	就学扶助 他法活用
4 5 月		<input type="checkbox"/> 検討票Aの作成・決裁 <input type="checkbox"/> 通学状況の確認 <input type="checkbox"/> 就学扶助の説明① <input type="checkbox"/> 貸付金の説明①	
7 8 月	1学期末 <input type="checkbox"/> 3者面談	<input type="checkbox"/> 検討票Aの追加記入 <input type="checkbox"/> 進学先の確認① <input type="checkbox"/> 進学への取組みを聴き取りする (模擬試験・塾・通信教育・その他) <input type="checkbox"/> 就学扶助の説明② <input type="checkbox"/> 貸付金の説明②	
10 月	<input type="checkbox"/> 貸付申請受付 区立中学校	<input type="checkbox"/> 進学先の確認② <input type="checkbox"/> 区奨学資金予約申請状況確認 助言	<input type="checkbox"/> 区奨学資金予約申請 開始(※私立高校受験予 定の世帯を対象)
12 月	2学期末 <input type="checkbox"/> 3者面談 <input type="checkbox"/> 志望校決定 <input type="checkbox"/> 内申書作成	<input type="checkbox"/> 検討票Aの決裁及び検討票Bの作成 <input type="checkbox"/> 志望校・試験日の確認 <input type="checkbox"/> 受験料(私立)の確認 <input type="checkbox"/> 入学金(私立)の確認 <input type="checkbox"/> 貸付金申請状況の確認 <input type="checkbox"/> 就学扶助の説明③	
1 月 下旬	入学試験 (推薦; 都立・私立・高 専)	<input type="checkbox"/> 受験料(推薦; 私立)の申請受理及 び給付	<input type="checkbox"/> 受験料(推薦; 私立)
2 月 月上旬	合格発表 (推薦; 都立・私立・高 専)	<input type="checkbox"/> 受験結果の確認	
2 月 月中旬	入学試験 (都立1次募集・私立)	<input type="checkbox"/> 受験料(私立)の申請受理及び給付	<input type="checkbox"/> 受験料(私立)
3 月 月上旬	合格発表 (都立1次募集・私立)	<input type="checkbox"/> 受験結果の確認 <input type="checkbox"/> 入学金(私立)の申請受理及び給付 <input type="checkbox"/> 入学準備金の申請受理及び給付	<input type="checkbox"/> 入学金(私立) <input type="checkbox"/> 入学準備金
3 月 月中旬	入学試験及び合格発表 (都立2次募集)	<input type="checkbox"/> 受験結果の確認 <input type="checkbox"/> 入学準備金の申請受理及び給付 <input type="checkbox"/> 検討票Bの追加記入・決裁	<input type="checkbox"/> 入学準備金

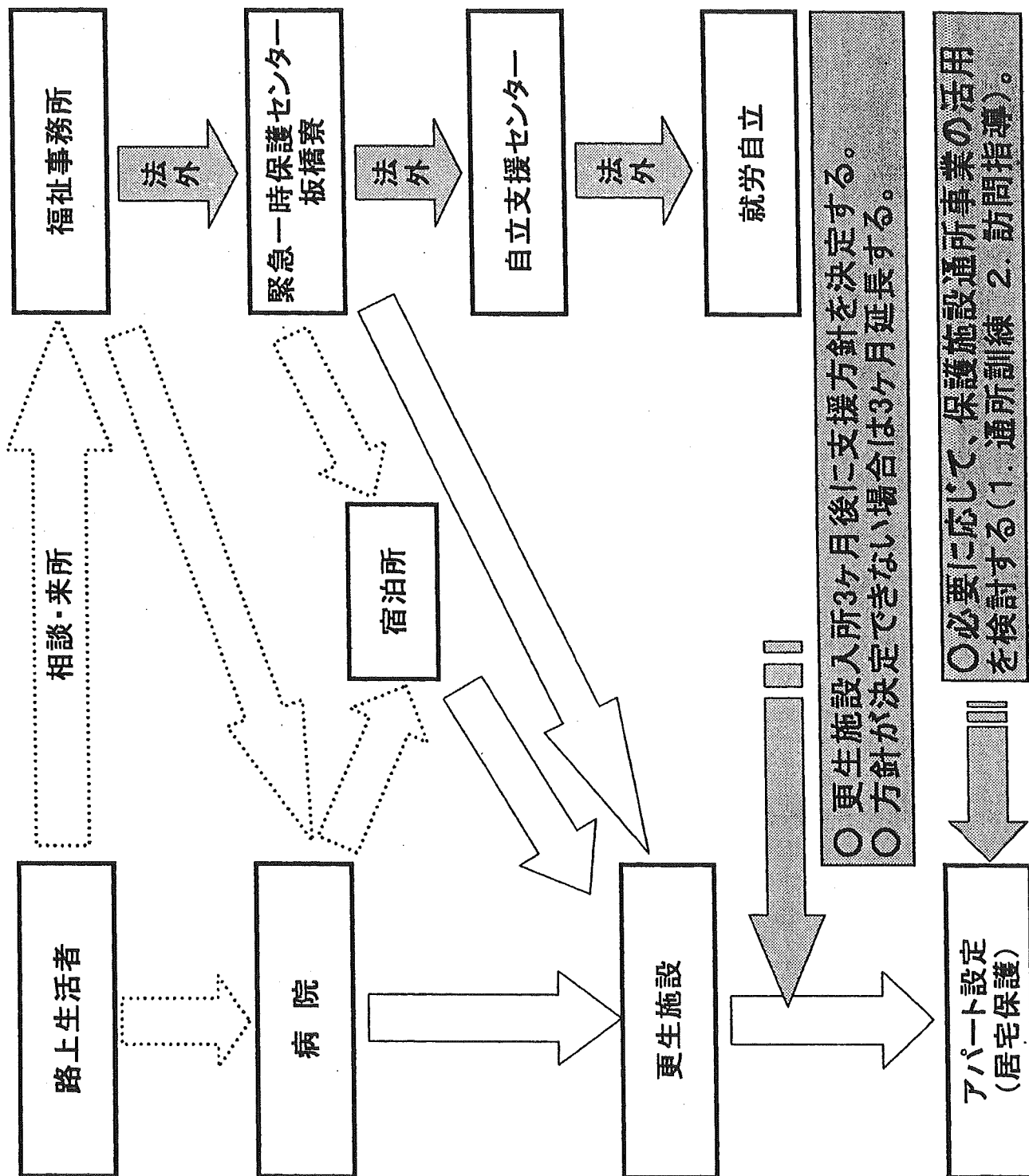
人工透析患者支援プログラムチャート表



在宅要介護高齢者等支援プログラムチャート表

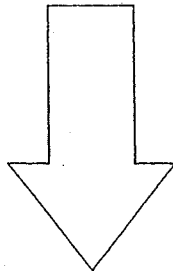


在宅移行支援(更生施設活用)プログラムチャート表(男性・単身)



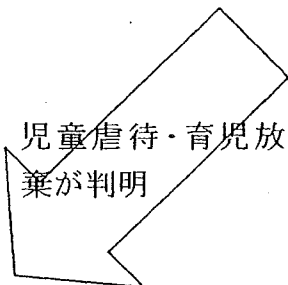
不登校児支援プログラムチャート表

不登校状態

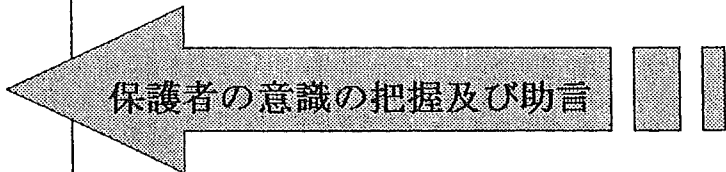


家庭状況把握 (家庭訪問・面接)

子供の { ①通学先
②通学状況
③親子関係
④生活状況 } などを聴き取りする

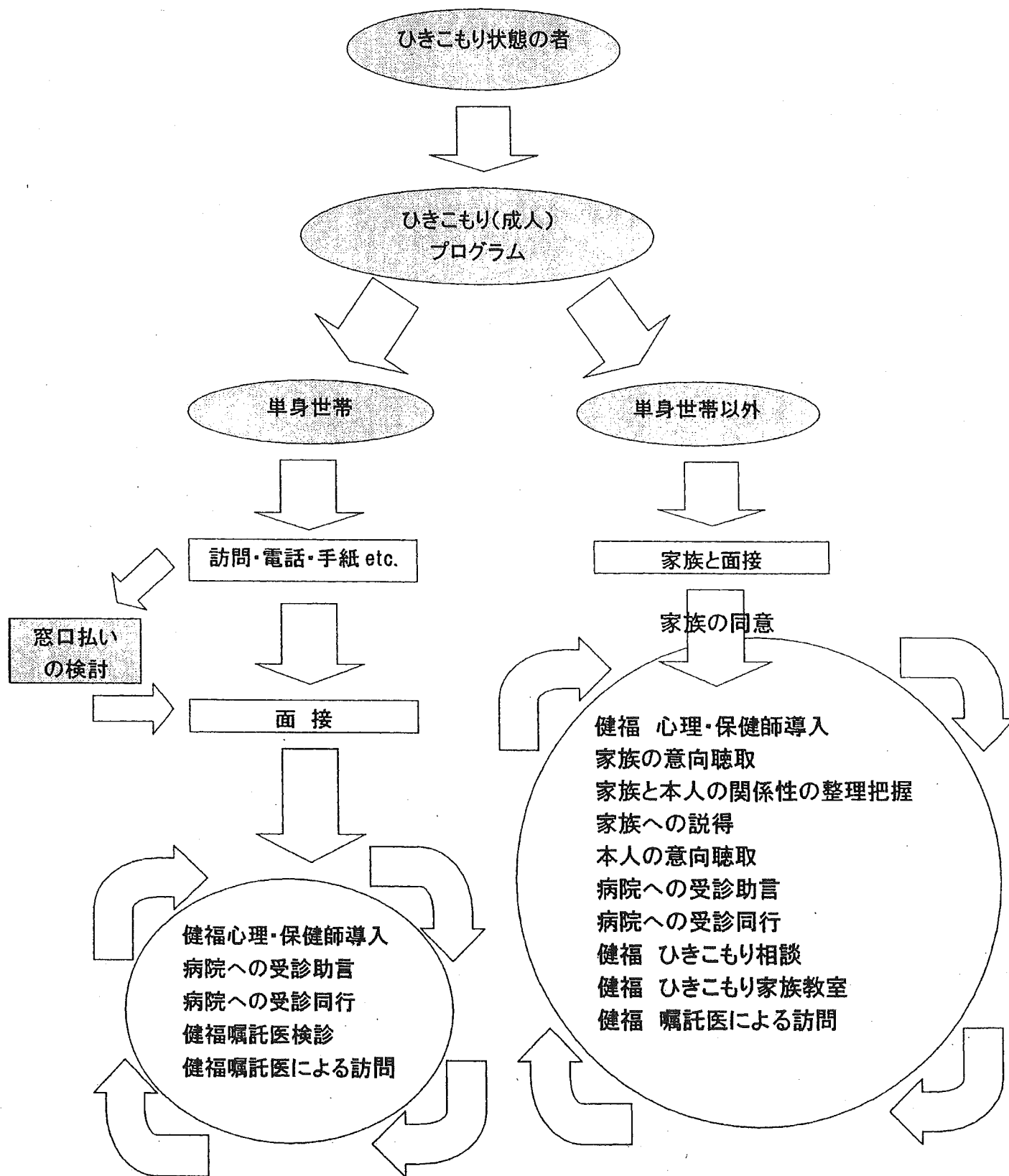


子ども家庭支援センター
※緊急時は北児童相談所・警察

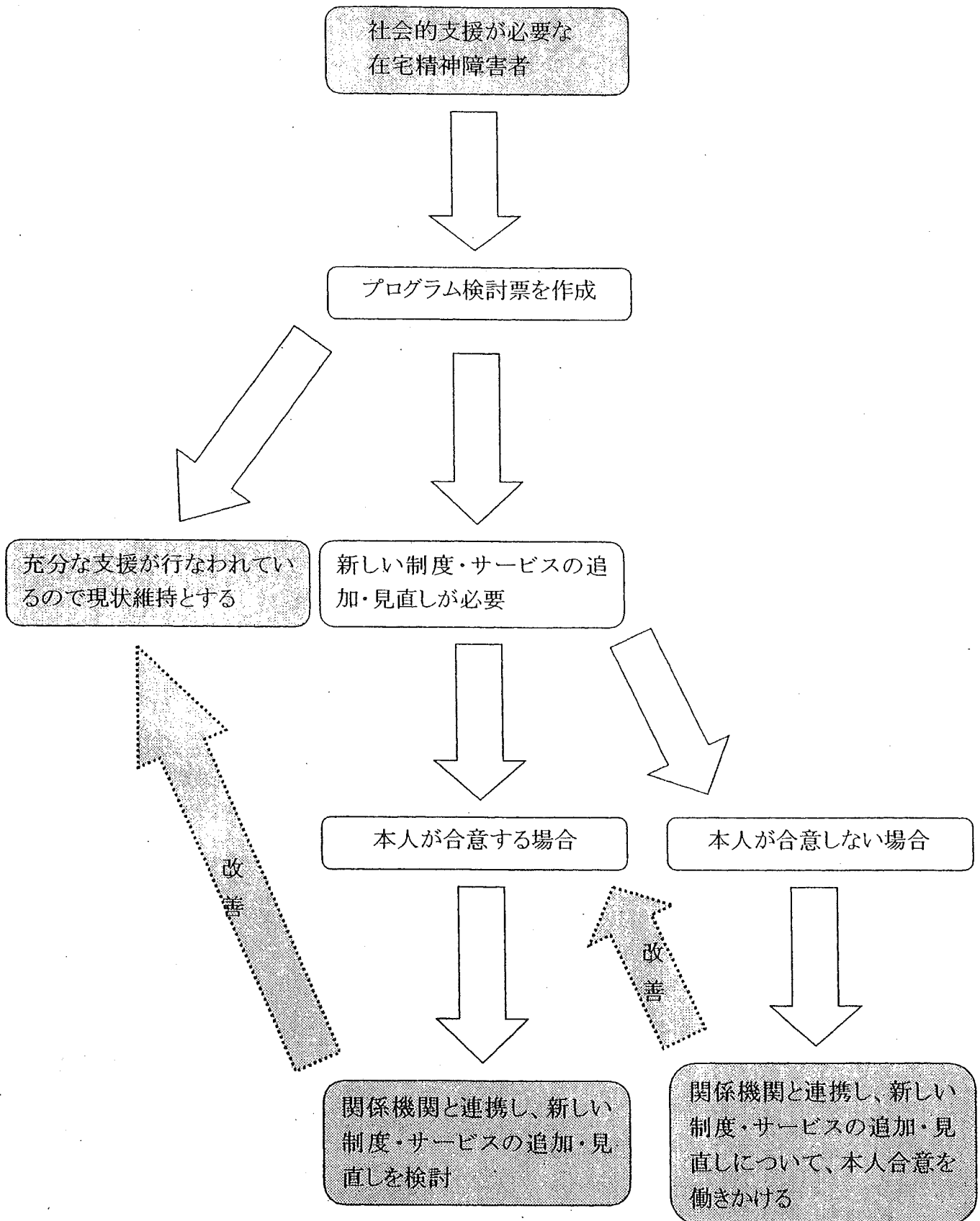


板橋フレンドセンター
スクールカウンセラー
教育相談所

ひきこもり改善支援プログラムチャート表



精神障害者在宅生活支援プログラムチャート表



長野ヒアリング調査報告

日 時：2006年2月21日

訪問先：長野県社会部厚生課、長野市保健福祉部厚生課

【概要】

今年度実施した、全国の都道府県及び政令指定都市・中核市を対象とした、自立支援プログラムの進捗状況に関する全国調査の結果を受けて、統計的な実情把握のみならず、個別の自治体における具体的な自立支援プログラムの実施状況を把握することを目的に、ヒアリングを実施した。

長野県は、全国調査において、多くの自治体が「生活保護受給者等就労支援事業」活用プログラム以外の個別支援プログラムを「実施していない」と回答していたのに対して、12種類中10種類について「実施している」ないし「実施予定」と回答していたという特徴を持っており、その実態についてはヒアリングによってより具体的に把握する必要があると考えた。就労自立にとどまらない多様な自立のあり方の考察を目指している本研究の問題意識に対して有益な知見を与えてくれるものと考え選定した。

【ヒアリングにより得られた知見】

1 長野県社会部厚生課

長野県では、19福祉事務所で自立支援プログラムが導入されていた。主だったものを挙げると、「生活保護受給者等就労支援事業」活用プログラムのほか、就労支援員等の専門職員の活用による個別支援プログラム（松本市ほか）、DV ケース等居宅生活支援プログラム（須坂市）、協力事業所において職場適応訓練を実施するもの（長野県）、自立相談員等を活用して生活習慣の改善や服薬指導を行うもの（長野県および須坂市）、施設のショートステイ等を活用して退院後の居宅生活支援を行うもの（長野県）、民間団体等が実施する社会参加活動に参加させるもの（長野県）などが挙げられる。

なお、長野県では、自立支援プログラムが導入される以前の平成16年5月より、障害者、母子家庭の母、中国帰国者等の就職が困難な方々を対象とした無料職業紹介を行っており、一定の成果を上げているという。これは、県内10ヶ所の各地方事務所に、新たに求人開拓員を配置した上で、①求人開拓：求人開拓員が、障害者などの就業ニーズに沿った求人開拓を行う、②キャリアカウンセリング：求人開拓員にキャリアカウンセラー研修を履修させる確かな相談・助言を行えるようにする、③きめ細かな支援：相談者が企業面接を受ける際に必要に応じて求人開拓員等が同行し、事業主に対して課題の説明や職場環境の改善の相談等を行う、④就職後のサポート：就職先企業からの相談に応じ、定着に向けた支援を行う、といった事業を行っているものである。

また、ヒアリングでは、自立支援プログラムの導入によってハローワークとの連携が取りやすくなったという効果が述べられていた一方、対象者に対する動機付けが困難であつ

たり、トライアル雇用や公共職業訓練といった支援メニューが実際はなかなか進んでいかなかったりといった課題も明らかになった。

さらに、広大な面積を持つ長野県の特徴から、県本庁が県内の各福祉事務所と日常的な連絡体制を確保することが困難なことから、「長野型」と称する独自の連絡調整システムを開発し、コーディネーター役を担う地方事務所を設定し日程調整や情報交換を行うことで、そうした課題を克服しようとしている試みもみられた。

2 長野市保健福祉部厚生課

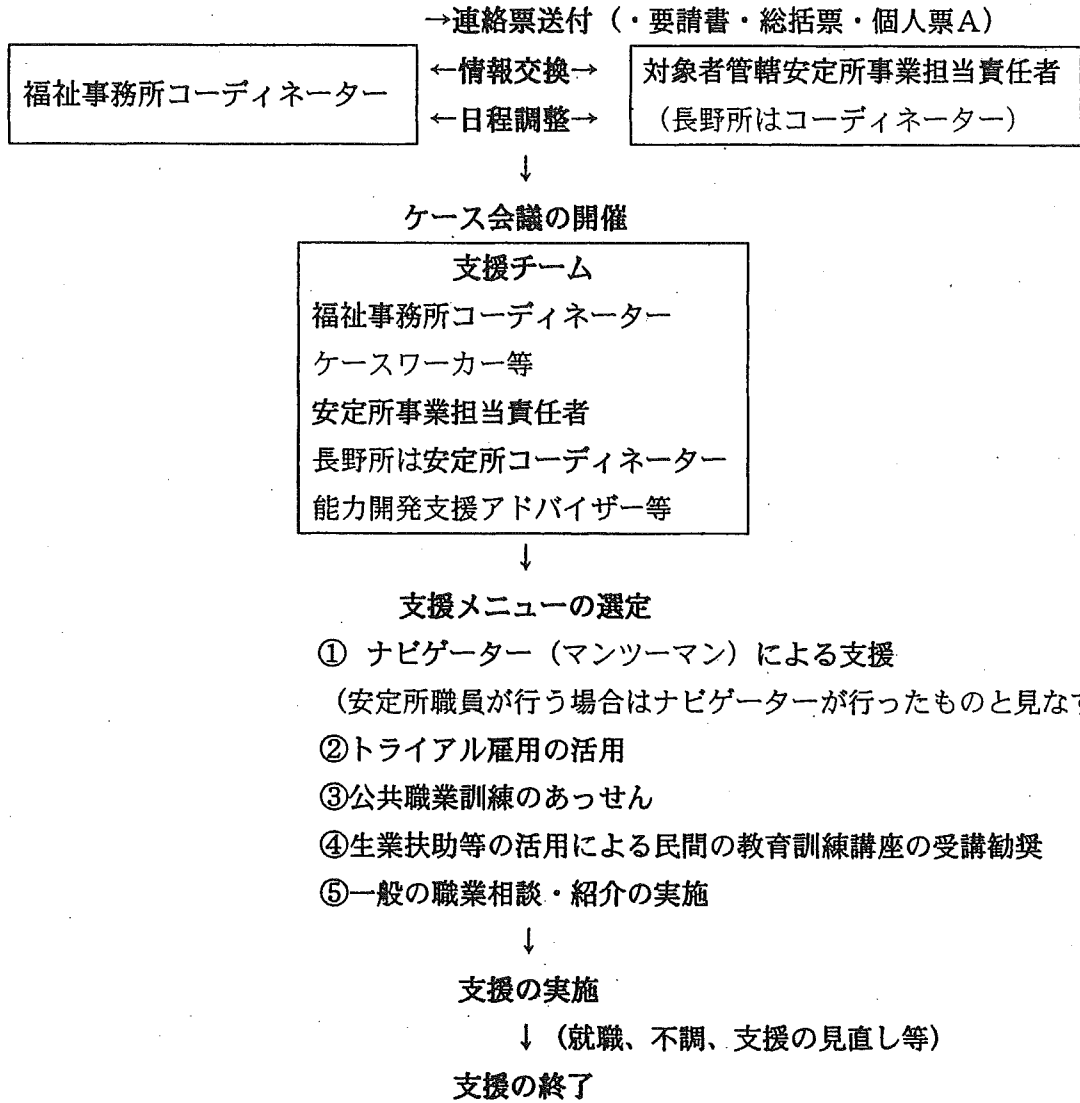
長野市福祉事務所は、現在のところ「生活保護受給者等就労支援事業」活用プログラムのみしか実施していない。2005年6月より取り組みをスタートさせ、16人をハローワークに紹介し、実際に支援対象となったのは15人であったとのことであった(母性世帯が4件、障害・傷病世帯が5件、その他世帯が6件)。紹介した各ケースの保護受給期間は短めで、年齢的には33歳から68歳までいるものの、40～50歳代が大半であるという。選定にあたっては、厚生労働省が示す要件を満たす者を見つけるのが難しく、特に、就労の意思や意欲といった面に関しては、最初は「やる」と言いつつも、約束を守らなかったり連絡をしなくなったりするなどの問題を抱えているという。

15人の支援対象者のうち、実際に就労したのは8件であり、30歳代が2件、40歳代が4件、60歳代が2件という内訳であった。1件のみアルバイトの就労先が含まれているが、雇用形態については、大体は常勤であるという。支援メニューとしてはナビゲーターによる支援が中心的であり、1件のみ資格取得(フォークリフト)の講習を生業扶助で行ったことがあったという。ハローワークが一生懸命やってくれていると評価しており、手厚い支援のために就労にうまく結びついているのではないかという話であった。

一方、就労した8人のうち5人が保護廃止となったが、その後再び開始したケースが2件あり、追跡調査はできていないが職場に定着するのは困難ではないかという話であった。

全国調査によって、自立支援プログラムの実施状況について統計的な把握はできていたものの、具体的な福祉事務所レベルでの自立支援プログラムの受け止め方をヒアリングを通じて把握することができ、また、定着の困難さなど実践的な課題も明らかになった。

生活保護受給者等就労支援事業（長野型）



事業の実施状況報告

安定所・・・9様式 管轄福祉事務所へ 各月分を翌月7日までに
10様式 労働局へ 各月分を翌月10日までに

福祉事務所・12様式 管轄安定所へ 各月分を翌月7日までに

労働局・・・11様式 本省及び県へ 各月分を翌月15日までに

職業紹介事業について

長野県

1 事業の趣旨

職業安定法の改正により平成16年3月から地方公共団体が無料職業紹介を行えるようになりました。長野県では平成16年5月から各地方事務所で障害者、母子家庭の母、中国帰国者等の就職が困難な方々を対象とした無料職業紹介を行います。

2 事業の概要

(1) 求人開拓

各地方事務所（県内10所）に、新たに求人開拓員を配置し、障害者などの就業ニーズに沿った求人開拓を行います。

(2) キャリアカウンセリング

求人開拓員にキャリアカウンセラー研修を履修させ、的確な相談・助言を行えるようにします。

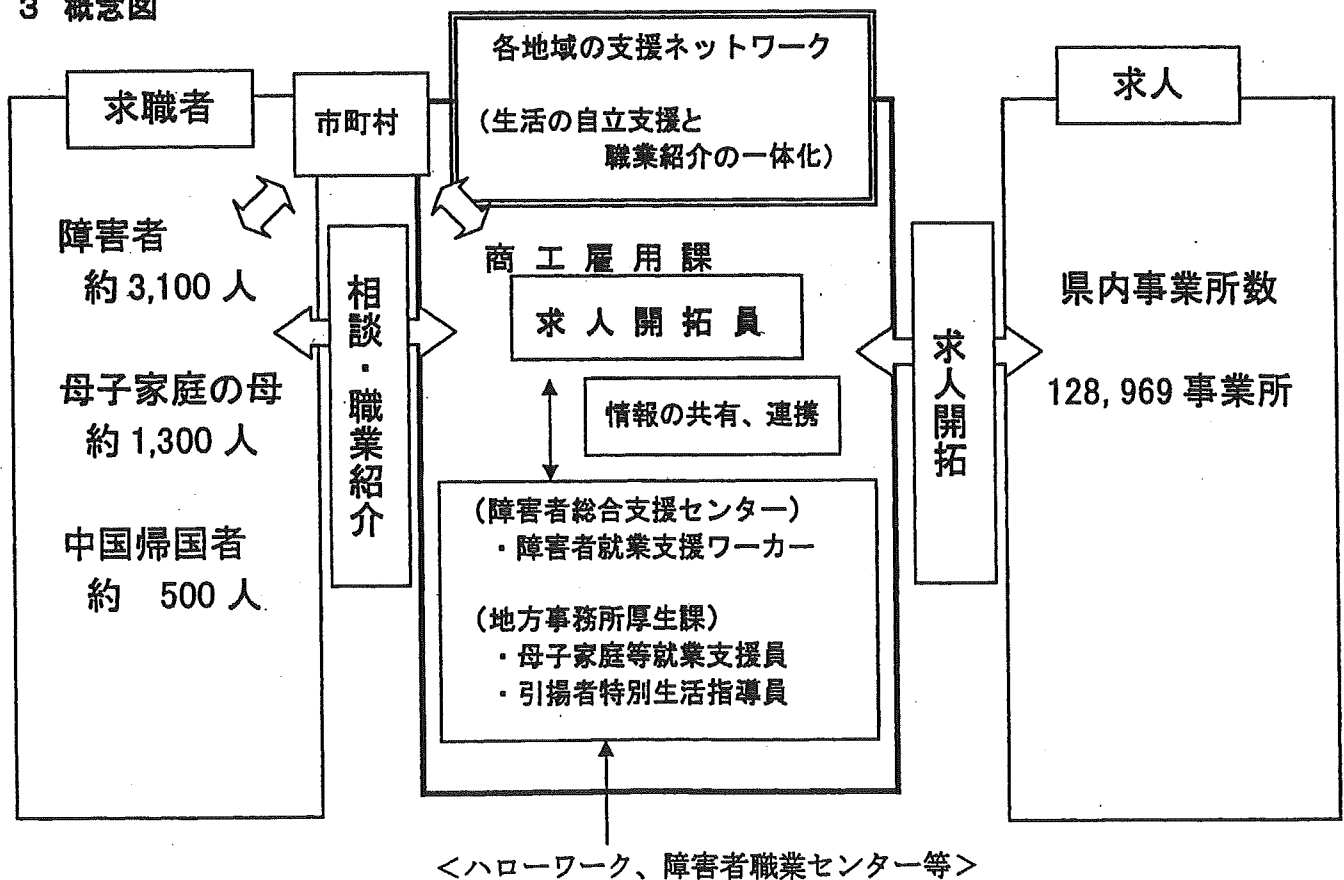
(3) きめ細かな支援

相談者が企業面接を受ける際は、必要に応じて求人開拓員等が同行し、事業主に対して課題の説明や職場環境の改善の相談等を行います。

(4) 就職後のサポート

就職後は就職先企業からの相談に応じ、定着に向けた支援を行います。

3 概念図



注) 表中数値は、全県総数

研究成果の刊行に関する一覧

(1) 書籍

<調査報告書>

自立支援プログラム開発研究会「自立支援プログラムに関するアンケート調査報告書」2006年2月

(2) 雑誌

<論文>

丹波史紀「貧困・低所得者層に対する自立支援プログラムの政策評価」『東北の社会福祉研究』第2号、2006年6月刊行予定（査読中）